

# 平成27年4月1日施行 経営事項審査改正に関する参考資料

---

# 技術職員名簿の記載と若年技術職員の審査について

(審査基準日)  
平成26年11月30日  
(申請書提出日)  
平成27年4月15日

当事業年度開始日(平成26年12月1日)の  
直前1年以内に当社の技術職員となった者に  
○を付す

審査基準日(平成26年  
11月30日)時点の  
満年齢を記載

頁 数 6 1 頁

新規若年技術職員  
(1名)

若年技術職員  
(3名)

技術職員数  
(8名)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1	○	×川 ×太郎	昭和62年 1月 1日	27	6 2 0 1	2 1 4 2	0 5	2 1 4 2			
2		△田 △子	昭和56年 6月 6日	33	6 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1			第×××××号
3		×村 ×介	昭和54年 12月 21日	34	6 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1			第×××××号
4		☆島 ☆夫	昭和54年 12月 1日	35	6 2 0 5	2 7 3 2					
5		×山 ■江	昭和49年 7月 10日	40	6 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1			第×××××号
6		×山 ×男	昭和47年 2月 22日	42	6 2 0 1	1 4 1 1	0 5	1 4 1 1			第×××××号
7	○	※野 ※作	昭和38年 8月 8日	51	6 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1			第×××××号
8		×山 ×兵衛	昭和25年 10月 10日	64	6 2 0 1	1 4 1 1	0 5	1 4 1 1			第×××××号
9			年 月 日								
10			年 月 日								

平成26年11月30日においては、  
生年月日が  
・昭和54年12月1日以前の者は満35歳以上  
・昭和54年12月2日以降の者は満35歳未満

**【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】**  
 若年技術職員3名 ÷ 技術職員数8名 = 37.5% ≥ 15% → **該当**

**【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】**  
 新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員数8名 = 12.5% ≥ 1% → **該当**

評価対象は「移動式クレーン」のみ  
「クレーン」(固定式クレーン)は対象外

様式第21号 (第59条関係)

(表面)

第 号 移動式クレーン検査証	
製造検査又は使用検査申請者名及び住所	
設 置 地	
専 業 の 名 称	
種 類 及 び 型 式	
つり上げ荷重	t
製造検査又は使用検査の刻印番号	
有 効 期 間	有 効 期 間
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日 都道府県労働局長 印	

(裏面)

日	付	記 事	欄	検査者印
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			
月	年 日			

クレーン等安全規則関係様式 (記入例)

つり上げ荷重3t以上

審査基準日が有効期間内に含まれること

# 技術検定合格者の年齢分布(累積)について

中央建設業審議会  
参考資料1より

## 平成24年度2級技術検定合格者数

年齢(H25.1.1)	～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	計
2級土木施工管理	1094	1660	1370	1258	713	309	187	134	6725
累積割合	16.3%	41.0%	61.3%	80.0%	90.6%	95.2%	98.0%	100.0%	
2級建築施工管理	513	683	571	611	449	204	129	99	3259
累積割合	15.7%	36.7%	54.2%	73.0%	86.7%	93.0%	97.0%	100.0%	
2級電気工事施工管理	286	536	500	581	409	262	156	102	2832
累積割合	10.1%	29.0%	46.7%	67.2%	81.6%	90.9%	96.4%	100.0%	
2級管工事施工管理	449	958	976	952	679	336	165	130	4645
累積割合	9.7%	30.3%	51.3%	71.8%	86.4%	93.6%	97.2%	100.0%	
2級造園施工管理	109	252	233	146	112	53	41	70	1016
累積割合	10.7%	35.5%	58.5%	72.8%	83.9%	89.1%	93.1%	100.0%	
合計累積割合	13.3%	35.4%	55.1%	74.4%	87.1%	93.4%	97.1%	100.0%	

2級技術検定合格者  
全体のうち  
約55%が35歳未満

## 平成24年度1級技術検定合格者数

年齢(H25.1.1)	～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～	計
1級土木施工管理	1811	2830	2180	1322	674	395	242	131	9585
累積割合	18.9%	48.4%	71.2%	85.0%	92.0%	96.1%	98.6%	100.0%	
1級建築施工管理	1077	1194	1260	943	526	311	172	75	5558
累積割合	19.4%	40.9%	63.5%	80.5%	90.0%	95.6%	98.7%	100.0%	
1級電気工事施工管理	854	1118	1548	1232	667	381	224	98	6122
累積割合	13.9%	32.2%	57.5%	77.6%	88.5%	94.7%	98.4%	100.0%	
1級管工事施工管理	538	932	1133	854	451	271	148	70	4397
累積割合	12.2%	33.4%	59.2%	78.6%	88.9%	95.0%	98.4%	100.0%	
1級造園施工管理	62	182	196	87	51	40	30	19	667
累積割合	9.3%	36.6%	66.0%	79.0%	86.7%	92.7%	97.2%	100.0%	
合計累積割合	16.5%	40.3%	64.2%	81.1%	90.1%	95.4%	98.5%	100.0%	

1級技術検定合格者  
全体のうち  
約4割が35歳未満

## H23.4.1より経審において建設機械の保有状況を社会性等(W点)で加点評価

### 導入の経緯

H20.4改正において、ペーパーカンパニー対策として固定資産保有によりマイナス評価となる経営状況分析(Y)項目を削減。加えて、H23.4に対策強化と防災への備えの観点から効果が得られる建設機械の保有状況の評価を導入。

### 経営事項審査の事務取扱について(通知)

#### 記I3(7)建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

### 上記3種類の機械選定の視点

- 【H22.7.26中建審】①建設機械は地域防災への備え及び災害時の復旧に不可欠。  
②老朽化により使用困難と考えられるもの等を除く。

→具体的には、

- ・ 災害時に使用する代表的なもの(災害時に一般的に使用され、台数が相応にあるもの。)
- ・ 保有・稼働確認ができるもの(災害時の利用を担保するため、客観的な検査が定期的に行われるもの)

### 告示に定める確認書類

- 建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し
- 建設機械に係る特定自主検査(※)記録表の写し

(※)特定自主検査 [労働安全衛生法第45条第2項、同施行規則第169条の2]

厚生労働省令で定める資格を有する労働者又は登録を受けた検査業者が1年以内に1回以上実施する自主検査。記録を3年間保存しなければならない。

# 評価対象とする建設機械の拡大に関する個別検討

中央建設業審議会  
参考資料1より

## ◇災害時に使用可能と考えられる代表的な建設機械◇

(地方公共団体へのアンケート等で挙げられた機種や防災協定締結時に記載を求めている機種等)

現行3機種のほか、移動式クレーン、土砂等運搬用の貨物自動車(ダンプ車)、発動発電機、モーターグレーダー等

それぞれにつき精査

機種名	災害時の復旧	保有台数等	客観的・定期的検査
移動式クレーン	土嚢・ブロックの積上 障害物撤去	つり上げ荷重3トン以上 <b>67,132台</b> (H24.12.31時点 厚生労働省調べ)	つり上げ荷重3トン以上 <b>あり</b> 製造時等検査・性能検査 (労働安全衛生法・クレーン安全規則)
		つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満 <b>相応</b> (台数統計無し、主にトラック積載型)	つり上げ荷重0.5トン以上3トン未満 <b>なし</b> 定期自主検査のみ (労働安全衛生法・クレーン安全規則)
ダンプ車	土砂の運搬	小型・普通自家用ダンプ: 664,391台 小型・普通営業用ダンプ: 69,924台 (H24.3.31時点、(一財)自動車検査登録情報協会調べ)  「建設業」を営業する事業として 表示番号の指定を受けているもの (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法) <b>46,437台、22,960業者</b> (H24.12.31時点 自動車局貨物課調べ)	<b>あり</b> 自動車検査 (道路運送車両法)
発動発電機	発電	<b>相応</b> (台数統計無し)	<b>なし</b>
モーターグレーダー	除雪 整地 路面整備	年間購入台数: 205台(うち民間92台) (H21年度建設機械動向調査) 民間の推定保有台数: 約1,400台	<b>あり</b> (労働安全衛生法による特定自主検査)

評価対象としてふさわしいものを選択

### 今回新たに評価対象(案)とする機械

- 移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上)  
建設業者が相当数保有しており、客観的な定期検査による稼働確認が可能であるため
- 大型ダンプ車  
(車両総重量8t以上及び最大積載量5t以上)  
建設業用として表示番号の指定を受けている車両が相応にあり、自動車検査により定期的な稼働確認が可能であるため
- ※3機種以外に災害時に使用可能な代表的な機種として10県が移動式クレーンとダンプ車を提示  
(H25.11ブロック監理課長等会議アンケート)
- モーターグレーダー  
建設業者の保有台数は比較的少ないが、除雪へのニーズが大きく、特定自主検査で稼働確認が可能であるため

上記以外の建設機械は、それぞれ下記事由により今回は対象としない。

- 移動式クレーン(つり上げ荷重3トン未満): 規定されている検査が定期自主検査のみで、稼働確認の客観性に欠ける。
- 発動発電機: 定期的な客観的検査が規定されておらず、災害復旧作業時の利用可能性を担保できない。
- ダンプ車(上記以外): 表示番号の指定が義務づけられておらず、建設業に用いられているかどうか不明。

評価対象となる機械数の最大値(15台)は引き上げない方針  
現在保有14台以下の業者が経審申請業者のうち約99%であり、地域の災害対応の観点からは、特定の業者が多数保有するよりは、多数の業者が幅広く保有していることが望ましいため。

# 評価対象とする機械の保有台数について

## <移動式クレーン>

建設機械動向調査(H21年度)に基づく、ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルそれぞれの推定保有台数と比較しても、移動式クレーンの全国登録台数は遜色ない水準となっており、建設業者もしくは機械器具賃貸業者が保有していることも確認される。

## <モーターグレーダー>

建設機械動向調査(H21年度)によれば年間販売台数ベースで建設業者11台、機械器具賃貸業者等が32台である。建設機械等損料算定表において、モーターグレーダーの標準使用年数は15.5年であることから、単純計算すれば保有台数は建設業者で170台程度、機械器具賃貸業者等で500台程度と推計され、現行3種や移動式クレーンに比べると少台数となっている。

## <ダンプ車>

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係の実績表(H24年末)」によれば、車両総重量8t以上及び最大積載量5t以上の土砂等を運搬する大型自動車は、合計160,234台。そのうち、建設業として表示番号の指定を受けているのが46,437台と明確である。

## 建設機械動向調査(H22. 3. 31)

分類	機 械 名	規 格	コ ー ド	推定保有台数			
				区 分	うち建設業者		
					うち建設業者	うち機械器具賃貸業者	
土 工 機 械	履帯式ブルドーザー (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3~10t未満	012	27,510	17,093	6,648
			10~20t未満	013	6,066	3,745	947
			20t以上	014	5,524	2,771	713
			計		39,100	23,609	8,308
	油圧式ショベル系掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	041	301,894	112,221	124,617
			0.2m~0.6m未満	042	189,499	94,849	72,805
			0.6m以上	043	101,841	46,739	33,316
	計		593,234	253,809	230,738		
	履帯式トラクタショベル (クローラローダ)		061	5,919	3,392	786	
	車輪式トラクタショベル (ホイールローダ)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	071	71,872	15,646	16,792
0.6m~3.6m未満			072	79,437	28,869	5,808	
3.6m以上			073	5,903	726	211	
計				157,212	45,241	22,811	
合計		795,465	326,051	262,643			
運 搬 機 械	油圧式トラッククレーン	※		14,950	4,426	5,496	
	機械式トラッククレーン	※	111	246	17	174	
	ホイールクレーン (ラフテレンクレーンを含む)	※		39,011	9,101	26,565	
	合計			54,207	13,544	32,235	
総計			849,672	339,595	294,878		

注) ※印は厚生労働省移動式クレーン設置台数を引用(参考値)

機 械 名	規 格	区 分	コ ー ド	販売台数	全 国 購 入 台 数						
					建設業		建設機械器具賃貸業者等		官公庁等		
					台数	%	台数	%	台数	%	
モーターグレーダー (除雪グレーダーを含む)	ブレード長	3.6m未満		181	62	4	6.5%	2	3.2%	54	87.1%
		3.6m以上		182	143	7	4.9%	30	21.0%	65	45.5%
		計		205	11	5.4%	32	15.6%	119	58.0%	
履帯式ブルドーザー (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3~10t未満	012	285	76	26.7%	125	43.9%	2	0.7%	
		10~20t未満	013	61	23	37.7%	21	34.4%	1	1.6%	
		20t以上	014	160	70	43.8%	16	10.0%	5	3.1%	
		計		506	169	33.4%	162	32.0%	8	1.6%	
油圧式ショベル系掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	041	11,840	4,631	39.1%	4,631	39.1%	52	0.4%	
		0.2m~0.6m未満	042	5,026	1,208	24.0%	2,072	41.2%	31	0.6%	
		0.6m以上	043	5,606	1,230	21.9%	2,424	43.2%	33	0.6%	
		計		22,472	7,069	31.5%	9,127	40.6%	116	0.5%	
機械ロープ式 ショベル系掘削機 (クローラクレーンを含む)	標準バケット 平積容量	0.6~1.2m未満 (20~40t未満)	051	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		1.2~2.0m未満 (40~60t未満)	052	36	27	75.0%	5	13.9%	0	0.0%	
		2.0m以上(60t以上)	053	177	97	54.8%	60	33.9%	0	0.0%	
		計		214	125	58.4%	65	30.4%	0	0.0%	
履帯式トラクタショベル (クローラローダ)		061	17	2	11.8%	0	0.0%	3	17.6%		
車輪式トラクタショベル (ホイールローダ)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	071	2,824	316	11.2%	376	13.3%	63	2.2%	
		0.6m~3.6m未満	072	3,531	392	11.1%	298	8.4%	67	1.9%	
		3.6m以上	073	278	36	12.9%	16	5.8%	0	0.0%	
		計		6,633	744	11.2%	690	10.4%	130	2.0%	
合計			29,842	8,109	27.2%	10,044	33.7%	257	0.9%		

# 各種検査について

中央建設業審議会  
参考資料1より

労働安全衛生法及び同施行令・同施行規則等で各種建設機械の検査に関する規定あり。  
大型ダンプは道路運送車両法に基づく自動車検査。

	規格	検査の種類	検査頻度	検査の内容	検査の規定
移動式クレーン	つり上げ荷重0.5t以上	定期自主検査	毎年	荷重検査	クレーン則76条
			毎月	部品装置の異常・損傷点検等	クレーン則77条
	つり上げ荷重3t以上	製造時等検査 性能検査	原則2年ごと(※)	構造・機能点検 荷重試験(安定度試験)	クレーン則55条・81条 (安定度試験は製造時のみ)
貨物自動車	積載量5t以上、総重量8t以上 (表示番号の指定を受けたもの)	自動車検査	毎年 (車両総重量8t以上)	右に規定される検査	自動車検査法人規定の 審査事務規定
	小型・中型・大型貨物自動車		初回2年後 以降1年ごと		
	軽貨物自動車 (積載量350kg以下)	軽自動車検査	2年ごと	右に規定される検査	軽自動車検査協会の 検査事務規定

※移動式クレーン検査証の有効期間・・・原則2年だが、検査結果如何では2年未満とすることが出来る。逆に、保管に係る書面が添付された場合、検査日から3年を超えず、保管終了後の設置の日から起算して2年目の日まで有効となる。(クレーン則60条)

	法令条文	対象建設機械	実施者	頻度	記録
定期自主検査	労働安全衛生法 第45条第1項	労働安全衛生法施行令15条 第1項に定める機械	事業者自身	1ヶ月以内に1回 1年以内に1回	3年間保存
特定自主検査	労働安全衛生法 第45条第2項	労働安全衛生法施行令15条 第2項に定める機械	検査資格を有する労働者 又は登録検査業者	1年以内に1回	3年間保存 検査標章を貼付
製造時等検査 性能検査	労働安全衛生法38条～41条 クレーン等安全規則 53～61条、63～64条等	労働安全衛生法施行令12条 に定める特定機械等	登録製造時等検査機関 登録性能検査機関	検査証の有効 期限内に1回	検査証を交付・更新
自動車検査	道路運送車両法61条	道路運送車両法に 定められる自動車	運輸支局等	検査証の有効 期限内に1回	検査証を交付・更新 検査標章を貼付